

関東取締出役について

小川 正 夫

はじめに

市原市文化財研究会の古文書学習会では文政十二年（一八二九）五月、関東取締出役に提出された武州葛飾郡舟堀村東組『関東筋御取締御改革御箇条小前拝見承知連印帳』の解読をしたのであるが、これは江戸幕府が移動警察を目的として創設した関東取締出役より捜査の補助をさせた取締組合（改革組合）宛てに示された四十箇条に及ぶ長文な治安、風俗の取締りと日常生活等における守るべきこと、農村の経済統制等にまで関与した、箇条書きとなった文書について、末端まで読み聞かせ堅く守ることを、承知済という舟堀村名主以下一六九名の連印がある全百十一頁にも及ぶ膨大な文書であった。このように詳細な教諭書を示し、誓いの文書を徴した関東取締出役とはどのようなものであったのかを簡記すべく稿を起こしたものである。

一、関東取締出役の創設

（一） 関東取締出役の創設は必ずしも明確にされていなかったが、研究者により文化二年（一八〇五）六月であると断定されている。

公事方勘定奉行（以下勘定奉行と称す）の全面的な統制のも

とにあって、関東八州内代官の内、江戸近辺を支配し江戸に住む四つの代官役所から、その中核をなしていたという手附、手代を各二名ずつ計八人を出して、関東八州（武蔵、相模、安房、上総、下総、常陸、上野、下野）内の御料（幕府直轄領）私領（大名以下封建家臣の領地）寺社領等の区別なく巡回させ、風紀の取締と犯罪の捜査犯人の逮捕に当たらせ、併せて経済統制的なことにも関与したものであった。ここにいう手附とはすべて代官から勘定奉行へ伺って小普請組の者（御家人）から選ばれたもので、手代は代官が百姓、町人の中から選んだ雇ではあるが、手附に昇格することもあったという。

関東取締出役（以下出役と称す）は、手附または手代を長とし八チームの編成で、雇足軽（下級の武士）一名、小者（雑役）一名を連れ、行く先ぎきの村々で、道案内二名を出させ村継ぎで先導させ、すなわち一手六名で巡回したのであるが、出役は他領他支配地域において活動するのが本務であるから、勘定奉行の指揮を受け同奉行発行の証文（証明書）を携行して身分を明らかにしていたとのことであった。俗に『八州廻』といわれ、素人賭博で百敲以下、カルタ賭博で五十敲以下のものは出先で即決有無をいはず取締まり、犯罪の容疑者は江戸勘定奉行に

送り、抵抗する者はその場で討ち捨てることが出来たというもので、庶民はこれを『八州様』と呼び、恐れをなしていたとのことである。

出役設置当初の計画では二年間程度の継続予定であったとのことであるが、当初八人であった出役も結局は情勢の変化、必要性が増すばかりで、恒常的に存置され幕末には二十人余になっていた。出役の選出は、その頃、代官の直属補佐役で『十年程も代官役所に勤めた法令その他諸帳面に精通する人』の中から選ばれたとのことではあるが、幕末に向けてはその質が低下したといわれている。

文政十年（一八二七）二月には、後記のように出役の手足となつての捜査補助を目的とした取締組合の制度が設けられ、以後は出役の活動が著しく補強されることになった。

（一） 関八州における領主等の支配地は一藩、一国、一円支配の地域と違い支配地の分散、そして千七百年後半の明和、安永のころからは『江戸の地廻り経済』といわれるようになり、在地農民の商品生産が発展し、従来の自給自足の仕組みが変わり、貨幣の流通が農村に浸透し、小農経営の悪化没落、上層農民の地主化、中以下農民の潰れ百姓が多くなつて出稼ぎ離村が激しく、なおこの頃は諸国に飢饉による生活困窮も加わるなどで、その結果は人別帳から外された無宿者や博徒が横行して江戸及び宿場等に流れ込んだりの放浪生活者が多くなり、治安の乱れが甚だしくなつたとのことである。

このような出役創設に先立つこと三十八年前の明和四年（一七六七）ときの老中から勘定奉行宛に次のような通達が出されている。

『近似、関八州と甲州（甲斐）に博徒がはびこり、彼等に賭博へ誘い込まれた農民は百姓仕事を疎かにするばかりか、揚句、すべてを博徒に巻き上げられ、村を逃げ出す者も多い。これを放置すれば、村は疲弊し田畑は荒れ、年貢取り立てに支障をきたすこと必定。よつて、素行不良の者、賭博常習者及び身分不相応な身なりをしている者は、噂を耳にただけでも即刻捕らえ、取り調べることに、仮に、誤つて捕らえたとしてもお構いなし。そうして、農業専一にさせるよう各代官に指示すべきこと』
ということ、この達しから見ても、この頃すでに幕府はいかに博徒の急増に手を焼いていたかが窺える。

こうした取締対象の発生、取締対策の必要は、警察、司法活動を迅速活発に遂行し得ない旗本、御家人らの無政府的領地が、平坦にして広漠たる関東地区に集中的に点在し、自然的な確たる境界もなく、他領他支配と入り交じり、領主（大名）は分散所領で、その村々が飛び離れたりして結局は、年貢の徴収強化と藩の費用節約程度で改革も出来ずにいたので、江戸をとり囲む要地の社会不安に直面した幕府が、関八州の刑政を勘定奉行とその手先機関に収めようとしたのが、出役の創設で加えて取締組合の結成により、この二つの機関が村落自治体と直結しようとする意図に出たものであることが明らかである。

このことは代官、大名、旗本の支配を府中央の統制に置き替えようとするもので、幕府は、局地的かつ刑罰権だけではあるが、封建的支配体制の重要な一角を自ら崩そうとしたものである。これをさらに一歩進めて、勘定奉行及びその出先機関を一元化し、勘定奉行と同等の権限を持つ役人を現地に常駐せしめようとしたのが、文化三年（一八〇六）以後廃止していた関東郡代の復活で、復活したのは元治元年（一八六四）である。これは代官の支配所を糾合し、さらに、大名、旗本らの刑罰権を否定し、出役の上に格式の高い役人を置き支配せようとする構想であった。慶応二年（一八六六）九月には河津伊豆守が関東郡代として安房、上総、下総、常陸の国、を支配することになったのが、すでに江戸末期の混乱期で、触れを出すなどとしてはいるが、さして具体化せずに終わっている。

二、関東取締出役の活動及びその実体

(一) 出役は宿、村々を巡回して風紀、治安の取締と同時に取締上の細部について教諭書で示し、はじめに記したように結果を文書で提出させその末尾には『前箇条のとうり申し合わせ厚く心得、小前末々まで再々読み聞かせて、以後違漏なく規定の赴きを堅く守り、万一心得違いの者その風聞にてもあったときは、五人組にて詮議し申し聞かせ、村役人に届けるなどでその節は一言の異議をも申しまじく、その、為に議定書に連印した』

というように記載^ヤ。先ず五人組に責任を負わしめている。

巡回先村々では当初、無宿者は、無宿そのみを罪として牢入りとし、他の犯罪の有無にかかわらず、逮捕して、一通り糾問、全て江戸の勘定奉行に宿村送り（経路宿村々の受継）で書類と共に送致していたが、取締組合結成の後は、犯罪者のみを送致し、犯罪者でない無宿は教諭を加えて引取人に引渡すことになった。有宿の者に対しても犯罪者及び長脇差しを携行するなどで、風儀（高慢）の悪い者は逮捕して他領他支配の者はもちろん一支配一領の者も含めて総て犯罪者は、江戸の勘定奉行に送致したのである。この頃は博奕犯処罰の迅速、徹底を期するため、博奕犯に限り、大名、旗本に特別の刑罰権を認められて、他領人別でも仕置きが可能となし、代官にも博奕に関して吟味権の拡張がなされている。

(二) 幕府内には、逮捕、搜索、押収の強制処分に当たって、今日のような令状主義の規制はなく、犯罪者は私人といえども、これを逮捕することができる。現行犯と否とは問はれないとしており、幕府の触れで役人は不審と思料する者を誰何尋問怪しい者は逮捕せよで『見違』や『捕違』『改違』苦しからずであった。理由を告げることも要せず召し取るとき『御用に付』という名目だけで行われていたという。

但し逮捕活動に当たっては吏員の公正な態度を要求され出役は逮捕地の村役人に連絡し被逮捕者の所持品の目録を記し、その請書をとっていたとのことである。

出役による犯罪者の扱いは、博奕罪の無宿は総て江戸送りとし、さらに中追放（江戸十里四方、居住国、犯罪発生国、武蔵、下野、日光道中、その他の指定地に居住禁止）に該当する者も江戸に送り、これより軽い有宿者については大名、旗本に引き渡すべきものとし、小給の知行所等（三千石以下）や寺社領のときは、刑罰権の行使が困難ということで勘定奉行に送致すべきものとされた。

出役の現地における糾問は一応の概略を取調べるに止まり、その主務は逮捕送致であったが、これに付随して、土地の風聞探索、勘定奉行よりの指名犯人の捜査逮捕に当たったり関八州外にも赴いての活動もあった。

なお出役の活動も江戸町奉行とは管轄を異にし、江戸に逃げ込んだ者は追跡逮捕し得ず、町奉行に於いて逮捕すべきものであって江戸町奉行の区域での活動は封ぜられていた。

(三) 出役の私領での捜査活動は、大名、旗本の刑罰権を制限し、またはこれに代替するものではなく、両者は競合するもので、大名、旗本は出役とは別個独立して捜査、逮捕をし刑罰権の行使は科刑権の範囲内で、かつ一家一領中の者または無宿者と限定されているので、これに該当しないものは勘定奉行に吟味願いをすべきであったが、博奕罪については処罰の迅速、徹底の趣旨で前記のような扱いとなっている。

出役の行う逮捕、糾問については、近隣領主の物的施設、兵力を借りることがあり他方小身の名（領主）等は領内の警備

を出役に依頼することもあるが、両者は相互援助の関係にもあったのである。

出役にも例外があった、水戸藩では出役創設と同時に藩内に触れを出し、出役の入国を認めており幕府法上も立ち入り可能であったのであるが、水戸藩出先家中の者は事ごとに家格（徳川御三家）を楯に出役の活動に抗議するので、後には出役各チームで協議

『水戸殿御領分は、踏込候而ハ、至極六ヶ敷趣ニ相聞候間、いづれの手ニ而も逃げ去り候もの有之節、其段小役人江掛合候積、併水戸殿御家門領分之博奕可引渡者、不呼出然在候事』とされて、水戸藩領分への入国は、いづれの出役からも事実上敬遠されたとのことである。

(四) 関東の各代官との関係では、代官が逮捕した者について、一支配所限りの事件は代官が手限で吟味するが、他領他支配引き合いの事件は出役に引渡されていたよう出役はこれを書類と共に勘定奉行に送ったのである。

出役は必ずしも一手が一国を担当して廻ったのではなく、国の大小、取締対象の多寡により数手で二国をとというようなこともあったとのこと、関八州の中で取締対象が多かったのは武蔵（武州）上野（上州）常陸（常州）下野（野州）そして下総の国であったといわれ、特に上野の温泉地帯から、利根川筋の下野の国、下総の佐原、銚子にかけてと次に武蔵の鴻巣（中山道宿場）秩父方面にかけては無宿の博徒集団が多く出役の主た

る取締対象地域となっていたとのことである。

文政九年（一八二六）より越後代官、天保五年（一八三四）よりは甲斐代官と、いずれも手附、手代に廻村させ、他領他支配の差別なく、悪党を召し取ることが認められて、出役的活動が、関八州以外にも拡張される形勢を示し、安政七年（万延元年・一八六〇）横浜開港となるや、この地方に無宿、浪人が集結し不法行為が激しくなったので、横浜を特別取締区域として出役が武蔵の保土ヶ谷宿（現・横浜市保土ヶ谷区）に常駐するようになり、文久元年（一八六一）には江戸入口であった品川、新宿、板橋、千住の四宿に出役が常駐となり出役の恒久的制度化の萌芽があらわれている。

（五）出役はまた道中奉行（定員二名：大目付一、勘定奉行一）が管轄する東海道、中山道、日光道中、甲州道中、奥州道中の五街道の取締についても活動している。厳格な身分制度下であっても、旅人に身分の上下なく快適な旅ができるように配慮したのが道中奉行であった。五街道及びその宿は、御領、私領にわたって貫通点在しており、この五街道に限り、道路、旅人、旅籠屋、飯盛女（飯売女）人足などの交通や往来に關しての事件を道中奉行が管轄して、裁判は勘定奉行が担当しており、出役もまたその配下にあったのである。

江戸時代の旅人は用務や仕事のためのもので、物見遊山の旅ではなかったが、物見遊山のためとなったのは、もっぱら信仰に結びつけた旅の場合に限られていたという。旅人はまた途中

旅の慰めが欲しいということで、街道宿場は売春で賑わうようになった。ここに登場したのが飯盛女（飯売女）と留女（客引女）であった。幕府は宿場に遊女をおくことを禁止していたが、各旅籠は食事のための給仕女として飯盛女、留女を置き彼女らに様々のサービスをさせたのである。この女達が自由恋愛の末に売春をする、客もまた一種の娼婦と知っていたのでこうした旅籠を選んだのであり、時の流れはこうした女が旅籠の目玉商品ともなり、法令上会娼としては認められておらず、旅籠ではこの種の女を置かなくては商売にならず、激増する公用者は旅籠を必要とする訳で幕府は放任もできず、出役は道中筋、宿場の旅籠屋及びそれぞれの土地において、抱え置く女の人数、服装は木綿、助郷人足や近在の者共を止宿させないなどと具体的規制の注意事項を与えているが、果たしてどれだけの効果があったものかといわれている。

三、取締組合制度

（一）取締組合は改革組合ともいった。御料、私領（大名、旗本）、寺社領を通じ、領域を無視し最寄りの宿、町村を以て組織した組合であるが、その目的は出役の捜査活動を補助すべき警察的のもので、かつ上から強制的に組織せしめられた点において特色がある。

取締組合の創設に際しては、出役から、前記のように村々に對し取締筋（項目）四十ヶ条の教諭事項を記載されていたもの

を公布され、取締組合の議定書の模範をも示され、これに則した組合を結成するようにとの申渡しであった。

若しこれらの条項に背く村があれば内密に上申せよなどと厳しい達しで、村方では、早速組合結成にかかり、結成後出役に対し請書を差し出し、同時に組合村はこの教諭事項を小前百姓全員に読み聞かせた上で、伝達完了の印として『小前拝見連印帳』を作成し出役に提出している。教諭事項とは主として村外からの侵入者への警戒、村内の風俗取締、質素儉約、そして経済的な統制に及ぶ等で各組合共に同様のものであった。

出役より村々に対して出された取締組合議定書の雛形の中には『今般御取締向御改革に付いては、以来御廻村先にて御召取りに相成り候もの、または村方において差押（逮捕）候分は御取調中并御差立入用向之儀、無宿は組合村々惣高割に致し、有宿は縦令他村にて召捕りに相成、或いは他村にて差押候ても、人別の村方より入用差出し、都て村入用多分不相掛、手輕に可被出候様被仰渡、右に付いては以来最寄都合宣様引合、凡四五拾ヶ村組合に相立ち可書上旨被仰聞、承知奉畏、則申合左に奉申上候』

とあり、召取、差押（逮捕）された者の費用の分担、組合の大きさ（規模）を示し、強制的に組織せしめられたことが明らかである。

(二) 組織された範囲は関八州であり、その規模には大小があつて一定しないが、比較的大きいものの構成は十ヶ村内外で、組合

の一組を作り、さらに小組合を連合して大組合とし、各小組合には名主等の村役人のうちから選ばれた小惣代を置き、これとは別に大組合の事務執行のために大惣代数名を組合村々にて選出し、大小組合にもいて、それぞれ中心となる村を親村、他を小村といったが、大惣代の会合触元となる大組合の中心村を寄場親村と称していた。

なおこの取締組合は、この村々で領主の変更があつても組織の変更はなかったということである。

取締組合の一例として、天保十四年（一八四三）武蔵野国橘樹郡保土ヶ谷宿（現・横浜市保土ヶ谷区）周辺の村々では十組の小組合から成る保土ヶ谷宿（幕府公認宿）外七十九ヶ村の大組合を作り、この組合は高にして二万四千八百石余、代官の支配所、僅少の寺社領聖堂領の外、相給を含めて実に五十余の旗本知行所があつて小惣代は十人、大惣代が六人で、寄場（触元）親村は保土ヶ谷宿というのがあつた。

出役に差出した取締組合からの議定書は何ヶ村議定書とし各村の名主が連盟であり、組合村々惣高割負担ということもあつて組合内村々の高取調書上帳も作成提出されている。

文政十二年（一八二九）四月出役に提出された取締組合、上総国望陀郡奈良輪村（現・袖ヶ浦市奈良輪）外二十八ヶ村組合高取調書上帳のよると、この取締組合は高にして合計一万五千壺石七合九才、この中の村々は相給が多く、各村別に見た合計は

旗本の知行所 六九

与力の給地 二〇

大名の領分 七

計一〇二となっている。

そして各村の区分（相給地）ごとに名主、組頭、百姓代と村方三役があり、特にこの中の横田村にあっては村高二千八百八拾九石二斗四升一合九勺五才と記入され、村内は支配所一、知行所一〇に分割の相給地となっており、奈良輪村外二十八村の高取調書上帳記載の連印者村役人は実に二百五十二名という膨大な数である。

(三) 前記の議定書は取締組合に対して大変厳しいもので、組合に負わされた任務は、自治的に警察活動をなし、犯罪者を逮捕して出役に引き渡すとともに、出役の逮捕した者の拘禁、吟味の施設人員を提供し、いずれの場合も、無宿に関しては組合村で出役に引き渡すまでの費用を配賦分担し、また、道案内など出役の補助員を出すのであった。

天保七年（一八三六）には、組合内、宿村方で捕らえた悪党者で出役に引き渡す便宜のない場合は、領主、地頭に申し立てることを要せず、捕縛した村方より宿村送りで勘定奉行に送らしめることになった。

宿村送りとは『村継』『宿送』ともいい勘定奉行より護送通路に当たる宿町村に令してこれら自治体の負担において犯罪人（囚人）を順次受渡しで江戸に送らしめる制度で、勘定奉行から

通路に当たる最寄り（宿町村に、触れを出すのであった。触れは最寄りの宿村に出されると護送対象人の拘禁地まで順次伝達されてゆき、実施されたものである。

この制度は寛政元年（一七八九）から三千石以下の旗本等が捕縛した重罪犯人で吟味権のないものは奉行所に伺い宿村送りとしてこれを許されており、封建領主としての実質的能力を失い、統治の責を果たし得なくなった事情に即応して幕府が封建領主を介在せしめることなく人民↓村単位↓直接統治の客体としてとらざるを得なくなったもので、指令により目簞（唐丸簞）に入れ取逃がさないようにし、或いは手鎖腰縄付きで歩行させ護送通路に当たる村々で担当順次受渡し、送り届けることになっていたのであるが、小給の旗本等は単独での江戸送りは費用、人足揃えなどと嫌ったのを援護するための制度であった。これを取締組合に担当させることにしたものである。

(四) 取締組合結成の令が出ると同時に、出役は、『商売向四品』、即ち居酒屋、浴場、髪結床、大小（刀）研屋を主たる対象として諸商人の軒数の調査を開始し、以後約二年余りにわたり、組合の組織化の推進と平行して、これらの商売に従事する者の数を組合単位に調査し、これと前後して質屋の調査も進められたのである。これらの店舗は犯罪者の会合の場所であると同時に、取締対象者の動静を探り、知る上に便宜かつ重要な拠点であったからと考えられ、天保七年（一八三六）になると、さらに前回調査漏れの地域を調査するとともに、従来からの営業者でも

風俗のよろしくない者は営業を止めさせることとし、同十四年になってからは一般的は商売に至るまで詳細に調査し、浴場（湯屋）、髪結床、居酒屋、小間物問屋、刀研拵屋などの営業は原則として禁止し城下町、宿駅、温泉場などでは従来からの営業者に存続を認めることとしたのである。

四、開東取締出役と道案内人

(一) 道案内人とは出役またはその下役が出張してきたときに、組合内を先導してゆく役割をする者で組合村から選出され、通常村役人の名主等がこれに当たっていた。出役の耳目としてまた組合村の連絡係、命令等の伝達を担当、出役の巡路では先導、村継としていたものであるが、その趣旨に反した道案内を使用することもあった。

これについて、幕府は出役に対し数度にわたり村々の領民以外の使用禁止を輪告している。

出役は前記のように僅少の人員で関八州内の全部ではないにしても、要所要所を巡り相当の検挙成績を収めていたとのことではあるも、これには道案内と称する目明類似のものを使用しており、その弊害もまた見逃すことがあってはならないといわれている。

目明（岡引）は江戸町奉行配下の同心が給金を与えて雇用していたもので、いわば同心抱えの私的使用人（人足）であって、その活動に関しては町方、村方を問わず、^{（一）}在し、江戸では町奉

行所、火附盜賊改の用いた目明、村方では開東取締出役の用いた目明類似の道案内と称するものがよく知られている。

その目明類似とは実は、これが出役のまさに取締まるべき博徒であり、手先（道案内）を勤めた者は出役の手を離れた後に、勤めを果したのだと威張り散らし、平日に横行、長脇差を帯び彼等が他の博徒より『ふせぎ』と称し、金銭を取って見遁したり、犯罪人を預けた（監禁）時の村方の番人に難題を申し掛けて金子を得、酒食を貧ることが希ではなかったとのことである。

(二) 出役の道案内が博徒の首領であり、これが出役と馴れ合いで敵対勢力であった博徒と闘争させたというものもある。その例として挙げられているのは、天保十五年（一八四四）八月に起きた下総国海上郡飯岡村（現・千葉県海上郡飯岡町）の助五郎と同じ下総香取郡笹川新田（現・千葉県香取郡東庄町）の岩瀬繁蔵の私闘で、このことは下総海上郡内に十七ヶ村を領し銚子領分と称し飯沼村（現・銚子市）に障屋を設けていた、上野国・松平高崎藩主（高八万式千石）から御用番（老中）水野越前守へ公式に届け出られており、出役桑山圭助が取締組合飯沼村（寄場・親村）外九ヶ村および助五郎に繁蔵逮捕を命じており、組合では助五郎に捕り方を依頼、助五郎を道案内の資格で繁蔵を襲撃させている。出役は指揮命令したのみで、決闘は双方博徒集団の間で行われたものであった。

その届書の内容は

『天保十五年辰年八月二十五日御用番水野越前守様御退出故、

左之御届書被差出之、尤御勝手ニ而入御内覽

松領分下総国海上郡野尻村江、当月六日朝五時半頃大御番大岡紀伊守組与力給地同国飯岡村助五郎石松以下拾壱人之者共罷越召取有之捕方ニ差向ひ度、手負難渋之趣を以止宿之儀相願ひ候間、組合小惣代村江も相談之上、一札取之止宿可仕候旨、銚子陣屋江訴出候間、様子承糺候處悪党共多人数猶又跡より募参哉之趣申聞候ニ付、検吏且為取締同所家来共捕り方人数召連、早速野尻村江相越、締向精々申付、疵人等見分之上、始末一通り相糺候處、関東取締出役桑山圭助より他領同国賀山村内ニ而、笹川新田繁蔵併無宿又吉金太郎吟味筋有之召取と申儀、他領同国太田村役人江以書面申付有之、右村組合三拾五ヶ村役人相請之上、前書助五郎石松兩人江取方之儀相頼候ニ付、右兩人より猶又他領之者共申談、都合拾四人当月五日夜同国忍村河岸より舟相雇一同乗船、翌六日未明笹川河岸江着船上陸仕候處、繁蔵儀兼而右之趣及承候哉、悪党共多人集置、鎗刀等得物を以手向候間、拔身之大小二腰もき取、種々相働候得共元来刃物を以手向仕り候儀ニ付、捕手之内即死手負人多有之、不得止事手負人共舟江助ヶ乗、同所立退候旨申立之候由、同七日夜四時頃助五郎已下之者共罷在候宅江、繁蔵党之ものと相見名面不相分三四人拔身を以切込候付家来共一同早速出役仕、召し捕り方等手配仕り候處、何方江逃去候哉、雨夜傍行衛も不相知候、同八日圭助儀野尻村江為廻村罷越候ニ付、出張家来共面談之上、右助五郎已下一同引渡候旨、且又悪党共為召取、近鄉村々山林穿鑿致

し候間、九日未明より捕方人数借用之儀、圭助申聞候間、則差出候處近鄉村々及穿鑿候得共更不相知旨、同日夕刻人数一同罷歸申聞候旨、彼地詰家来共より申し越し候ニ付、此段御届申上候

八月二十六日

松平右京亮

とあって、文中の太田村は下総国香取郡須賀山村と利根川を隔て対岸の常陸国鹿島郡太田村（現・茨城県鹿島郡）であり、野尻村は香取郡七ヶ村を含む取締組合三拾四ヶ村の寄場親村であつて忍村は野尻組合内の一村である。ここにいう近鄉村々山野の搜索には野尻、飯沼、太田村組合など当時の取締組合村々の百姓がかり出され、出役の指示で大規模な山狩りをさせられているもので、これが二代目浪曲師、玉川勝太郎の『利根の川風たもとに入れて』に始まる『天保水滸伝』で有名な飯岡助五郎と笹岡繁蔵の実体である。

(三) 道案内による幕末の農村指導者大原幽学襲撃事件というものもある。

嘉年四年（一八五一）四月十八日常陸国牛渡村（現・茨城県新治郡出島村）の博徒ら五人が、下総国長部村（現・千葉県香取郡干潟町）にあった大原幽学の専用教導所、改心楼に押し入るといった事件である。

大原幽学は領主の依頼がないまま農村復興の指導に活動をしていた者だともいわれているが、ここに牛渡村、村役人の組頭、忠佐衛門とその召使嘉兵衛、借家人政兵衛の三人と下総国鐺木

地元の顔役である裏世界に通じる博徒に役を与えて内定、因縁（誣妄）をつけたものでこれにより幽学は出役、中山誠一郎の取調を、続いて勘定奉行の取調となり門人一同も度々江戸へ召還され、金銭的にも大変な苦勞をさせられ、裁判は長期にわたり判決の出たのは安政四年（一八五七）十月二十三日で判決文のよると、農民に不似合いな、しかも高額な費用で改心楼を建築したことなど四項目の罪状によって、押込刑では最高であった押込一〇〇日の処分を受け、改心楼など教導所の取り壊し、先祖株組合の解散を命じられた。大原幽学は刑期終了後に自殺して世を去っている。

国定忠治が十六年近くも追手をのがれて逃げ回ることができ
 たのは強力な組織力によるもので下部組織が充実し、立場をわ
 きまえず名主や多の道案内が、忠治に買収されており出役から
 忠治逮捕を指示されると、すでに買収さ

あとがき

出役創設前の享和三年（一八〇三）三月には、上総五郷（市原、長柄、周准、山辺、望陀）の御料、私領の名主が代官、瀧川小右衛門役所宛に

『当国は先年まで人氣も良かったが、近年無宿者が大勢徘徊するようになった。この無宿者を集めていた市原郡下の頭領も

召し取られたが、その配下は行くあてもなく山中に、逃げ込み、いつ盗みなどの居に出てくるかわからない、至急召し取っていただきたい』

と無宿者等掃蕩のため官憲の出動を要請しており、出役創設から十年後の文化十二年（一八一五）六月二十五日になると、上総の国市原郡に限定して取締組合の結成指令も出ている。

関東一円に取締組合結成の指令が出ているのは文政十年（千八百二十七）で年代的にも相当の開きがあるもので、この地域が無宿者や浪人などの横行により、社会的危機に直面しており、庶民には耐え難き時代であったものと考えられる。

本稿は前記古文書及び別記関係文献を資料として簡記したもので、遺漏、説明不足等種取指摘されるべき点が多くあるうかと思っております。後叱正ご教導を賜れば幸いと存じます。

参考文献（順不同）

一、千葉県地名変遷総覧

（千葉県郷土資料刊行会・昭和四十七年五月）

二、千葉県海上郡史（千葉県海上郡教育会・大正六年五月）

三、千葉県香取郡史（千葉県香取郡役所・大正十年三月）

四、市原市史中巻・同市史資料編（市原市・昭和六十一年三月）

五、市原のあゆみ（市原市・昭和四十八年三月）

六、千葉県のあゆみ（千葉県・昭和五十八年三月）

七、袖ヶ浦町史上巻（袖ヶ浦町・昭和六十年三月）

八、袖ヶ浦市史資料編（袖ヶ浦市・平成十年三月）

九、江戸役人役職大辞典（新人物往来社・平成七年四月）

十、近世刑事訴訟法の研究（創文社・一九六〇年四月）

十一、房総地方史の研究（雄山閣出版・昭和四十八年九月）

十二、江戸の旅（岩波書店・一九八六年八月）

十三、国史上の諸問題（岩波書店・一九九〇年十二月）

十四、大原幽学：幕末の農村指導者（千潟町・平成八年三月）

江戸時代の裁判と刑罰

小川 正 夫

はじめに

江戸時代は『士農工商』の言葉があったように社会生活の上で、身分が分かれていた。

犯罪人を拘禁した江戸小伝馬町の獄舎（牢屋）でも身分主義を採用し拘禁場所（部屋）を区分、刑罰（科刑）の上でもそれによって違いがあった。死刑、追放刑、肉刑（入墨、敲）などは一般の庶民だけでなく士族や僧侶にも適用されたが、このほか士族には切腹、改易、蟄居逼塞などが、僧侶には追院、退院などの刑があった。階級差別観念が強く刑罰体系についても明らかにされていた。

江戸時代前半での裁判はきまった法令に基づかず、従前の先例（判例）・主義の慣習と裁判官（吟味・仕置権者）の常識判断に委ねられて判決を下していたために担当する裁判官によって刑に差があったという。その上幕府の刑政は威嚇的且つ弾圧的で戦国時代を思わせるものがあり、各藩にある程度の自主権が賦与されていたとのことであった。三代將軍家光は、幕政の強化を図るべく諸制度を改訂し『万事江戸の御法度に応じ国々所々においては、これに従い行うべきこと』と命じ、中央集権の更なる確立を推進しており、当時の国情の実際に適し、これが良い結果を収め遂に三百年の泰平をもたらしたものであるともいわれている。

一方ではその弊害もあるなどで歴代將軍は法制的整備に意を払い、八代將軍吉宗は成文律の作成をすべく元文元年（一七三六）老中松平左近將監乗邑を総奉行として、寺社奉行及び町奉行、勘定奉行を中心にして従来の判決例等を調査、参考にしてこれの作成を命じ、將軍自らも筆を入れ寛保二年（一七四二）三月法令として成立を見たのが『公事方御定書』と言い、以後幕府刑事裁判の法源になったものであるが、江戸幕府の刑罰権行使は体系的に複雑で、封建領主及び特殊団体にも独立して刑罰権の行使を認めており、これに幕府の裁判期間があった。幕府はこの御定書を自家の法として定め、『江戸の御仕置に準ずべし』と刑罰権の集中独占に努めたのに拘わらず、全国的に普及させるようなことはしなかったのである。

一、公事方御定書

幕府の裁判でその法源となったといわれている公事方御定書は近世史上初の刑法、刑事訴訟法ともいうべきもので、上下二巻に分かれ、上巻は令八十一ヶ条で評定所の執務規定及び触書、高札等を原形のまま配列した法令集、下巻は刑事訴訟法、刑法の規定で個々の罪状とこれに対する科刑（刑罰）が書かれていたとのこ

と。これは百三ヶ条あって、俗に御定書百ヶ条（御仕置百ヶ条）と称していたとのことである。

公事方御定書の制定は先例主義の慣習や、裁判官ともいふべき前記三奉行の常識的判断に委ねられていたものを成文化したもので、刑罰の適用に当たっては公平、円滑にという考えであった。さらに刑罰については、この御定書にいう法に準拠するが、判決に当たっては過去の判例、先例おも参考にして奉行その他は温情、憐憫などの手心を加えてもよいが、不公平がないようにすべきとされていた。

又従来の弾圧的威嚇刑を緩和し、庶民に対する過酷な連座（縁座）刑や拷問制度等についても制限を加えたとのこととで近世の法制史上画期的なことであったと称されていたというが、公事方御定書は前記のように一貫して公布されることはなく、むしろ秘密のベールに包まれ続けたとのこととで、その奥書に『奉行之外不可有他見者世』と書き込まれており、成立当初から秘密法典とされていたという。

要するに御定書は一度たりとも公刊、公布されたことがなく、このことが以降の幕府の刑事政策は御定書の法治主義では割り切れない曖昧模糊としたものであるといわれており、御定書の原本ともいふべき寛保二年の將軍墨入れ本は残って伝わらず、清書されたという將軍の座右本、城内御用部屋本、評定所本の三部があるのみで、三奉行にしても評定所本から作成された副本を在職中のみ与えられただけで、実務担当の下僚たちは御定書の貸与もな

く奉行用を見ることが許されたに過ぎなかったとのことである。

天保十二年（一八四一）十二代將軍家慶のときに『棠蔭秘鑑』と題して公事方御定書の写本十三部を作成されたが、これとても評定所及び寺社奉行支配吟味物調役に在職中のみ貸与する規定であって、御定書は、公的には幕府の中枢、それもごく一部の関係者のみしか見ることができないまさに『秘密録』であったとのこととで、このように嚴重を極めた御定書ではあるが、それでも陰では多額の謝金提供等で私写本が秘密裡に作成され、或いは公然と流布したことも偽らざる事実であるといわれている。

幕府は公事方御定書成立により、江戸の御仕置に準ずべしとして刑罰権の集中独占につとめ、公刑主義を確立したものではあるが、なお幕府法上の制度として例外的に私的刑罰権が種々の形で認められていた。

武士の無礼討（切捨御免）、同上の敵討

夫の姦夫、姦婦（妾も同じ）の成敗権

親が子に対する私的懲戒と刑罰権

主人が奉公人に対する私的懲戒と刑罰権

等であるが、必ずしも総て奨励していたものではなかったようである。無礼討は一方的殺害の形式になるので遠慮すべきもの、敵討は武士には支配の領主等を経由して願い出た場合は許されたが、庶民はむづかしかったとのことである。夫の不倫成敗も人殺しが各地にあってはと幕府は決して、指示、奨励もしなかったという。親が子に、主人が奉公人にの刑罰権も慈悲が第一なりと奨励はせ

ずであったとのこと。主従、親子、師弟の縁を切って追放する勘当（久離・旧離）はあった。これは父兄またはその近親が永久に連帯責任を免れた。親族、卑属と縁を切るのであるがそのためには、村役人に届け出て人別帳（宗門人別改帳）から除く『帳外れ』（無宿）とする手続きを必要とした。

裁判手続きは『出入筋』『吟味筋』に分かれていた。出入筋は私人の願出によるもので、訴訟人と相手方の主張を裁判所が聞いて判断するという今日の民事裁判に相当し、当事者の処分に委ねられ、紛争は当事者間で互譲的に解決するのが望ましいことであるとされ、出訴後も特殊な場合を除き役人によって和解を勧奨されていたとのことである。

吟味筋では和解が許されないのが原則で幕府等刑罰権者の意思で審理、糾問、刑罰を科すもので、手続きは全面的に職権主義を以て貫かれ、裁判は今日のように明確な三権分立はなく、従って純然たる裁判官、検察官というものもなく、刑罰権の行使もまた幕府、大名旗本等と仕置権の限度に違いがあるなど複雑であった。公事方御定書について、刑罰の種類も制定ご時世に適するものと案分作成もあったとのことであるが、加除、訂正等はなかったようである。

二、江戸幕府法上の刑罰

公事方御定書における刑罰の種類は数多く複雑で、『お咎』と『お仕置』に区分されていた。お咎は押込、過料、手鎖（手錠）な

ど。

お仕置は死刑、追放刑、敲、入墨などの刑であった。そして判決の際に、『お咎めは『不埒である』お仕置は『不届きである』と述べられた由である。御定書にある庶民に対して科された刑罰を例示するとおおよそ次のようなもので今日のような刑務所（監獄）に収容の懲役、禁固類似の刑罰はなく、追放刑というものがあつた。刑名（正刑）

呵責…叱・急度叱、叱責して放免する。

押込…十日以上一百日間家に居せしむ。

敲…軽は鞭打ち五十回・重は鞭打ち一百回

過怠牢舎…女子及び十五才未満の男子の敲刑に該当する者は換刑

入牢とした。

追放…門前払・奉行所の門前から追放す。

追放…所払・江戸市民は居町から、地方民は居村から追放する。

追放…江戸払・江戸の品川、板橋、千住、本所、深川、四ッ谷、

大木戸以内に居住を禁ず。

追放…江戸十里四方追放・江戸日本橋より十里以内の地に居住することを禁ず。

追放…軽追放・江戸十里四方、京、大坂、東海道筋、日光、日

光道中、居住国、犯罪発生国に居住を禁ず。

追方…中追放・武蔵、山城、摂津、和泉、大和、肥前、東海道

筋、木曾路、下野、日光道中、甲斐、駿河、居住国、犯

罪発生国に居住を禁ず。

追放：重追放・中追放地区の外、相模、上野、安房、下総、上総、常陸と居住国、犯罪発生国に居住を禁ず。

追放：遠島（遠流・島流し）・江戸からは伊豆七島へ追放した。

死刑（死罪）は依然として戦国時代の遺風が残り、弾圧、威嚇刑の域を脱せず、従って当時の刑罰中においては死刑、追放刑がその大部分を占め、お仕置成敗といえは死刑を意味するほどで、各種死刑が盛んに行われていたとのことである。死刑は下手人と死罪とあり、死罪の中で一層重罪の者はこれではナマヌルイ見せしめのためと、一般に公開して火罪、獄門、磔、鋸引の方法で死刑にした。

下手人（死刑の一罪名）

自ら手を下した者に科した罪名で、庶民の喧嘩口論その他に基因の殺人に科し、人を殺した者は死を以て償いするの意で用いられた罪名、刎首（斬首）であった。死屍を様斬（刀の試し切り）の様に供せずで、死刑では最も軽しとした。

死罪：刎首（斬首）する。

火罪：焚殺（火あぶり）とする。

獄門：刎首（斬首）する。

磔：磔して、鎗で殺す。

鋸引：竹鋸で挽き後磔刑同様とする。

属刑（付加刑）

①火罪、獄門、磔、鋸引きは、晒本刑前一日引回し、二泊三日首を刑場に晒す。

②入墨・盗犯に加えた、手及び額等に行うが各地でその箇所は異なっていた。

③闕所、本刑の軽重によって、動産、不動産を没収する。

追放刑の中で江戸十里四方追放までは闕所処分を伴わざるを原則とするも、犯罪の性質利欲に関するものなる時は田畑家屋敷を没収し、年貢の滞納があるときは家財をも没収するものとした。

中追放及び軽追放は田畑家屋敷を没収し田畑なきときは家財を没収とした。

重追放、遠島、死刑は共に田畑家屋敷家財を没収とした。

ただし闕所処分に当たり親、妻子名のものはこれに及ばず、年齢、性別等の事情により変更しても良いとの定めがあった。

④乞食・非生産的の遊芸人等を非人籍に編入し非人小屋に入れ手に職を付ける。

庶人（庶民に科刑）

過料：錢三貫以上五貫以下

：錢十貫

：財産相応の過料

納むること能わざれば手鎖（一種の刑の換刑処分）とした。

閉戸：二十日・三十日・一百日

門戸を閉ざし営業を停止する。

手鎖：三十日・五十日・一百日

両手を鎖封する。

婦人：頭髮を剃り親族に下付す。

婦人：人別帳から除き請者に下付し奴となす。請者なければ禁獄する。

右の外特別刑として吉原などの遊郭内犯罪や高齢者、その他に對して特殊の刑があった。

三、封建領主及び特殊団体の刑罰権

幕府によって刑罰権を公認されていたものとしては、封建領主である大名（領主）旗本（地頭）、公家（家領）寺社（各教団組織、寺社領）特殊団体（身分、職業的集団）が主なるものであった。

封建領主の刑罰権は家中すなわち家来奉公人に対するものと、所領に住み人別帳記載の庶民に対するものと区別され、家中に対しては厳しく、定住領民（年貢負担者）である庶民については比較的寛大であったといわれている。このように庶民への刑罰権行使は認められていたものの、吟味権（審理）仕置権（刑罰の決定、執行）には制限があった。

刑罰権の行使とその限度は元禄十年（一六九七）発せられた『自分仕置令』によると『江戸のお仕置』に準ずべしとあり、これに準拠して『刑罰権行使は一家一領に限る』と定められていた。幕府に伺うことを必要とせず刑罰権を行使できるのは、原則として自己の領分内の人別に属するものだけに限られ、それ以外には及ばず、人別帳に記載されていることが刑罰権行使の有無を決する基準となっていた。

自己の領内での犯罪で逮捕したものであっても他領、他支配人別の者に関連する事件は吟味、仕置権がないので、幕府（奉行所）に吟味願いを出すかまたは被害者をして自訴させる方法を探り、犯罪人を留め置き奉行所で吟味が始まると、領主等に犯罪者の差出命令があつて道中護送費用は総て領主等の負担で江戸に送致することを義務づけられていた。

無宿者は特定の領主を持たず支配者もないのであるから、処罰を必要とするときは領主等が吟味し刑罰を科することができた。但し人別帳記載の者及び無宿者であっても、幕府による刑罰の前科を有する者及び主として窃盗罪に適用され累犯処罰体系でもあった入墨刑の前歴者については、その事件の吟味、仕置権は幕府にあるので、必ず幕府に移すことと定められていたのである。

大名は各種封建領主のうち最大、最強のものであった。吟味、仕置権についても、無制約の手限（単独で処理）権を認められていたが旗本は死罪についての吟味権がなく従って仕置権もなかった。後には、遠島、永牢も吟味権を制限されている。また吟味権、仕置権があつても行使する能力に欠け、本家に当たる大名や大身の旗本に刑罰権の代行を委任する旗本もあり、小藩三千石以下の旗本、その他のごときは権限内の刑罰権を充分に行使し得ず、幕府による補強を要していたという状況にあった。

大名、旗本等は、仕置権の行使は江戸の御仕置すなわち『幕府法に準じて行ふべき』と定められ、小藩等は裁判担当の人材、獄舎等整っておらず、抛るべき法の整備もなく、過誤なきよう幕府

から咎められないようにと気配りしながらで、幕府に教示を仰ぐことが多く、奉行所吟味の手続きが複雑、煩瑣で藩も大きな負担を伴うからと重い刑罰の適用をさけるようになり、結果は寛刑主義となってしまうといわれている。

大藩は刑罰権を充分に行使し、比較的法整備をしてはいたものの、幕府法の参照調査には、公の照会、私的の問い合わせなどと、心労が大であったとのことである。

『公事方御定書』は公開されることがなく各藩の利害、条件も違っており、参照の程度も各藩ごとに違ったので、幕府法の全国的普及はなく、おおよそ幕府法に倣う程度に止まったといわれている。

文化四年（一八〇七）松本備中守家（上総国、大多喜藩、高二万石）より刑罰権の行使について、疑問ありとして幕府（老中）への問い合わせを、次のようにしている。

『一、重罪人刑罰之儀、磔、獄門、火あぶりは、国持大名ニ而無座御候而ハ、不相成儀ニ御座候哉、又は城主ニ候得ハ、不苦候哉、無城並一万石以下ニ而ハ、不相成儀ニ御座候哉、御付札（回答文）書面、逆罪之者（親殺、主人殺）、致付火候者、一領一家中迄ニ而、外に障無之ニおえてハ、不及伺、江戸之御仕置ニ准シ自分仕置可申付旨、元禄十年壹万石以上計江被仰出御書付有之候間、重罪人刑罰不苦儀ニ存候、他之引合聊も有之候ハハ御用番江御申立之筋ニ候』

とあって磔、獄門、火あぶり刑について、国主、城主、無城など

による可否如何に関する城主からの問い合わせに対し、幕府は元禄十年六月の万石以上の諸侯に重罪の自由裁判、科刑を許すとある自分仕置令によって、総て大名の刑罰権は斉一であると回答している。

四、江戸幕府の裁判機関

幕府の刑事裁判に関する機関としては、中央に將軍、老中、評定所、三奉行（寺社奉行、町奉行、勘定奉行）、道中奉行、火付盜賊改等が、地方には京都所司代、大阪城代、甲府勤番支配、遠国奉行、郡代もしくは代官があった。將軍、老中、所司代および大阪城代は口頭による事実審理をせず、評定所は三奉行の評定一座を以てする老中の諮問機関であると同時に合議裁判機関、重要事件裁判の殿舎すなわち役所であった。

各裁判所の管轄権限は中央に集中するように仕組まれており、散在する幕府直轄領を統括していた郡代、代官も大名、旗本と同様に支配所内の人別帳に属する者および無宿の者のみを対象とし、軽い賭博（博奕）罪にのみ手限吟味権を有し、寛政六年（一七九四）以後、賭博犯について他領他支配の者への特例を認められてはいるが、原則として吟味権のないものは総て勘定奉行に事件を移送していた。甲府勤番支配、遠国奉行は大名、旗本とは違った吟味権を持っていたが、重要事件については老中に伺うことを要した。都市民政のために設けられていた京都、大阪、駿府、奈良町奉行およびその他各地の奉行は吟味、仕置権ともに範囲が狭く、

京都所司代、大阪城代を経由して幕府に伺うこととなっていた。

三奉行の吟味権は全国的なもので総ての事件に吟味、仕置権を有していたが、死罪、遠島、重追放の刑罰決定と執行については、老中に伺いを要し、火付盗賊改は江戸およびその周辺で火付、盗賊、賭博犯を対象とし、江戸町奉行の支配下にあつて裁判権は甚だ制限され逮捕、巡察を主務とする警察的なものであつた。京都所司代、大阪城代は重要事件および伺いをうけ指図すべき事件の処理は老中に伺うべきこととされており、老中であつても遠島、死罪の科刑については將軍の裁可を仰がなければならなかつたのである。

幕末になつて刑事裁判に重要な改正があつた。文化二年（一八〇五）勘定奉行の配下に機動警察的取り締まりを目的とした『関東取締出役』の設置があり、文政十年（一八二七）になると『取締組合』（改革組合）が設けられ、これらはその頃、関八州において博徒、無宿者長脇差しを帯びた者どもの横行で、極度に治安が悪化、大名、旗本、御家人らの領地が無政府状態となつた社会不安に対して秩序維持を目途に設けられたものである。

五、代官

江戸幕府の役人で、御科（幕府直轄領）を支配し、年貢収納（含・新田開発等）、民政を掌つたもので代官がその事務を執つたところを代官所（役所・陣屋）と言つていた。

全国に散在する御料を、五万石乃至十万石の単位に区割りし、

それぞれを下級の旗本の中から任命された独任の代官に統治せしめたもので、全国的には時代によって異なるが、四十人から五十人であつたという。その支配所には代官所支配と代官の当分預所（保管委任）との区分があつたという。

代官はその任地から関八州及びその周辺を支配する『関東御代官』とそれ以外の『遠国御代官』とがあつて関東御代官は江戸の役宅を居所として執務するのが普通で『在府御代官』ともいわれていたが上野国岩鼻、下野国真岡の代官のみはその地に陣屋があり在府していなかつたとのことである。

在府代官の元で活動していた手附、手代は江戸及び任地（支配所）に分かれ公事方（警察、裁判）と年貢収納や民政担当とに分課執務したのであるが、一代官についてその数は二十人くらいで、これに若干の下僚や雑役夫などが付属して総勢三、四十人に過ぎなかつたとのことである。

これだけの人数で散在した五乃至十万石の地域を統治するのであるから、能率的でなければならぬが、警備、軍備については貧弱を免れなかつたといわれている。

代官は右のように一般的には任命制で、更迭もあつたが『代々代官』と称して世襲の代官が数家あつて、伊豆斐山の代官、江川家は世襲の代官であつたとのことである。

代官は直接取り調べるといふようなことはなく公事方担当の手附、手代が担当したというが、代官の吟味、手限仕置権については博奕罪につきとくに軽いもの、敲刑のみを専決し得たというが

定説はなく、吟味権は幕府諸役所の中で最も狭く原則として支配所内に限られていて、大名、旗本の刑罰権が自己の領分に限定されたのと同様であった。支配所限りの事件を勘定奉行の全面的な統制のもとに処置するのが、代官役所の任務であったとのこと。従って江戸の勘定奉行に事件を送致するのが原則であって、代官より勘定奉行に処置を伺い、その指揮によって一件書類を添えて被糾問者の身柄を江戸に送ったのであるが、これを『差出物』と称していたとのことである。

六、刑罰の執行

裁判の結果で判決の申し渡しが終わると直ちに刑の執行に移ったのである。上訴審理を受ける制度はなく誤った判決を改める機会はない、強いて言えば恩赦制度があったのみである。

刑の執行も江戸の例では獄舎（牢屋）にいた者は、掛奉行より町奉行に委嘱して執行されていた。死刑は獄舎及びお仕置場で、入墨及び敲は獄舎で執行される。永牢（追放執行延期者）、過怠牢（換刑処分）は獄舎に拘禁され、遠島は出帆の日まで在獄し、追放刑は奉行所より吏員が引致し所定の場所に至り退去を命じ、手鎖は法廷においてこれを掛け所定の期日に出頭させ封印を改め、急度叱、叱は白州で叱責するのみで放免、過料は原則として三日以内に納付しなければならない。鬨所は入札に付し売却、代金は官に納める、剃髪は奉行所に髪結いを召還してこれを成さしめ非人とした者は非人頭に引き渡した。

以上が庶民に対する主な刑の執行の概略であるが、追放（含遠島）刑について補足すると次のようなものである。

追放刑中で重追放までは係員が引致連行して所定の場所に至り、退去を命じたのであるが、指定された禁止区域は『お構い場所』と称し、禁止区域に立ち戻ることを『立帰』という。立帰りは前の仕置より一段重く罰せられこれを庇護した者も罰せられた。こうした追放者の家族は奉行、代官、領主などに願い出て、人別帳外となって被追放者に随従することができる制度もあった。

遠島刑は追放刑の中で最も重い刑であって江戸では一括乗船出帆、それまでは在牢待機とし春秋二回（秋は九月中旬迄）と決まっていたとのことである。江戸からの遠島は伊豆七島（大島、八丈島、三宅島、新島、神津島、御蔵島、利島）が配流地であったが、寛政元年（一七八九）に変更があった。

『伊豆の国、島々七島の内遠島の者差遣候ハ、八丈島、三宅島、新島の三ヶ所ニ而その外四島の分ハ近年困窮いたし夫食差支その土地のものも、難渋に付、頼みの上御除きニ相成』と達しがでており、島の経済が遠島の罪囚収容に耐えられないことを主因に四島を配流地から除かれている。

出帆事務は町奉行所が担当、伊豆七島を支配していた韮山代官が船を用意して協議の上出帆日を決め代官の属吏（手附、手代）が乗船以後を指揮した。

罪囚は事前に身寄りからの、届け物を受けんと願い出れば、米麦及び日用品等を所定の量だけ持つことを認められたが、刃物、

書物、火道具類の所持は許されなかった。

出帆後品川沖で風待ちし、相模国浦賀のお番所に船を留めて罪囚改めをうけた、この時その投錨地より七十五尋以内に他船の投錨を禁じたとのことである。

罪囚は所定の島に到着すると島内の住人は各々草履の裏に自己の名前を書き、これを波止場に持参適宜並べて置く、罪囚はこれを履き島役所（代官配下の庄屋「名主」）に至りその草履記載の名前主が保護人となる扱いであった、島役所は罪囚に対して絶大な権力を持ち、その経歴等を参考として仏事、寺子屋教育、機織、農漁業等の手伝いなどに使役したとのこと、伊豆七島には罪囚拘禁のための施設はなくおおむね百姓屋に預けられていたのであるが、三宅島にては上代の穴居生活同様の所に住ませたとも言われている。罪囚は原則として妻子の同伴は許さなかったが、永くその地において行状善良なるものに妻帯（俗称・水汲女）を黙許したという。

罪囚の取締は、取締申渡条項があつて身体的には束縛されていたのであるが、不心得者は飲酒や暴れるなどで常に脱島（島拔）の機会を狙い脱島の暴挙に出る者もあったとのこと。このときはその島にて死罪とされ家主（保護人）は押込の刑に、庄屋は呵責ニ：吃度叱りの刑を受けたとのことである。

また罪囚中特に横暴なる者には、島民が懲戒行為を行ったともいう。暗夜に乗り島民が共同して不心得者を捕らえて、懲らしめのためと海中に投じ、殴打するなどして砂浜に放置したとのこと

で、これは極秘の裡に敏速に行われ、罪囚をして天狗の出現とも恐れしめた島民の武器（制裁）であつたといわれている。

なお名宛人罪囚が遠島刑の執行を受けるとき子や親族が、親、主人の行き先を見届けるためにと渡島の願い出があれば、勝手次第同船し同行を許されたとのことである。

七、恩赦

幕府の刑政には恩赦の制度があつた。

朝廷及び幕府の慶弔の事変に際会した特別の場合のみ罪囚の罪を許すのが幕府法の原則であつたとのこと、不時に個別的な赦を行わなかったといわれている。

こうした恩赦は古くから朝廷で行われていたもので、武家政治になつても実施するようになった。江戸幕府では、三代将軍家光のときに初めて行っている。寛永三年（一六二六）家康十三回忌非常大赦ありと記されており、以後徳川幕府刑政の慣例として実施した由である。

幕府は刑罰権と結合、すなわち刑を科した者がそれに恩赦を施す、刑の執行と恩赦は不可分であるという刑事政策を採っていた。恩赦はその適用範囲の広狭によって大赦と御赦に区分され、慶事のときに行うものを御祝儀の赦（御慶事の赦）と称し、法事のときに行うものを法事の赦と言っていた。

慶事の赦は幕府が三奉行、大名、旗本等に触れを出し先例、慣習により赦、不赦を判別するが、判決に当たり老中の指図を経た

者は老中に上申させ決定し管轄役所が赦免を言い渡し、遠国の庶民及び遠島などの刑執行中の者は、その地を支配する代官、大名、旗本等をして申し渡しをさせていた。

大名、旗本は自分仕置の恩赦権も独自に行使、自家の吉凶に際して実施、幕府の赦令も遵奉したとのことである。

幕府による法事の赦免は幕府の法事実施寺院（上野：寛永寺・芝：増上寺）が担当、親族などから願い出を受けた指定担当寺院は廻赦帳に記入、幕府に提出して関係役所の回覧に約四ヶ月を要し、その後幕府の指示で実施されたとのことであった。赦さるべき罪が既決であるときは過去の赦、未決である場合は現在の赦と称されたというが、触れを知らず願い出の手続きをしないときは、赦から洩れることになり不公平があったという。

赦免の可否は先例にもとずき決しており、対象となったのは刑期の定めが無い、赦免して実行のある刑罰であって追放刑（含遠島）が主であったとのことで、判決後既に何年間を経過しているかが赦免においてまず考慮される要件であった。

幕府が恩赦についての手続きを成文化すべくしたのは嘉永四年（一八五二）時の老中阿部正弘が三奉行に赦律の編纂を命じ、十一年後の文久二年、十四代將軍家茂のときに小法典（赦律三十三ヶ条）の完成を見たのであるが、その末尾には前記御定書と同様に『奉行中之外不可有他見者也』と奥書され一般には公開されなかったものようである。

受刑中の死者、すなわち追放刑（含遠島）などの刑執行中に死亡

した者の葬儀、法事、墓碑の建設等は禁じられていたが、法事の赦に際し願い出ると、これらの禁止も解除されたとのことである。

あとがき

平成八年十一月市原市地方史研究連絡協議会主催の歴史散歩に参加し、市原市深城に起きた、江戸時代元禄八年（一六九五）の『おたけ事件』を伺い、平成九年十一月市原市文化財研究会の研修行事に参加、千葉県香取郡千潟町所在の幕末の農村指導者『大原幽学記念館』を見学したとき両度共に年代の開きはあるが、江戸幕府の裁判と刑罰に触れられており、特に右の『おたけ事件』は前記『公事方御定書』制定前の著名な事件、周辺村々が仰天、困惑した事件で、既に先達、識者によって研究を遂げられ、且つ語り尽くされているものであるが、代官役所が関与し、勘定奉行所吟味の事件、多くの人々が、御定書に示されている將軍の裁可を仰ぐことを要した威嚇的、過酷なと考えられる重罪に処せられ、非情にも闕所処分を受けている、長期間の服役受刑中、恩赦により宝永三年（一七〇六）遠島刑者が同五年には他の追放刑者が赦免を受けてはいるものの、この事件では赦免を受けることなく獄舎入牢中の死者、追放刑（遠島その他）中の死者と計十名が死亡と記されている。

当時の関係者多数が、自由を奪われ加えて先祖伝来の財産を剥奪され、悲惨この上もなく、この間、元禄の江戸とはどんな所で

あったのか、江戸奉行所に出頭を求められ、江戸初体験など関係者の苦痛は限度を越え、甚大な影響をうけたものと察せられる。

おたけ事件に関係しての刑執行中の者が、恩赦により許され放免を受けているのは右のように、宝永三年と同五年とのことであるが幕府が宝永元年から同五年の間に発した赦令は、宝永二年に大赦令一回、他は恩赦が四回（御祝儀一，法事三）であった。

五代將軍綱吉は貞亨四年（一六七八）一月悪政令として知られている『生類憐れみの令』を発し、宝永六年一月將軍の交替でこの令は廃止されているが、このころは、

猫が井戸に落ちて死亡せるため、遠島に処せられた者あり。

病馬遺棄、犬殺、鳩に怪我をさせたにより遠島の刑罰を受けた者多数ありと記されている時代で、右の悪政令解除後の宝永六年二月に大赦の触れを発し幕府で九十二人、諸大名等で三千七百三十二人を赦免し同年六月再度の大赦で総数八千八百三十余人赦免とされているが、これは主として生類憐れみの令違反者なりとある。

おたけ事件は元禄八年（一六九五）に起きて、刑罰の決定は翌九年とのこと、その受刑者はこのような悪政令下の裁判、そして刑の執行をうけているものであった。

江戸の裁判と刑罰という大きな主題を掲げたものの、もとより歴史を論ずる意思はなくその力量もないもので、江戸時代、その頃の裁判、刑罰とはどのようなものであったのかと、思いつきそのままをひとつの試みとして乏しい別記資料に頼り、しかもおおよそを簡記羅列した粗雑な文で他に記すべきことが多くあり、また

指摘さるべき点が多々あると思っております。従いまして研究などとは程遠いものでありますことを改めて申し添えるものです。

※参考文献（順不同）

一、市原郡史（市原郡役所・大正五年七月）

二、郷土史物語

（姉崎尋常高等小学校国史研究部・昭和七年十二月）

三、日本近世行刑史稿（財団法人矯正協会・昭和十八年七月）

四、近世刑事訴訟法の研究（株式会社創文社・一九六〇年四月）

五、市原のあゆみ（市原市・昭和四十八年三月）

六、稿本・市原市歴史年表

（市原市教育委員会・昭和五十年三月）

七、市原市史中巻（市原市・昭和六十一年三月）

八、天保江戸くらしガイド

（株式会社メディアファクトリー・一九九三年十一月）

九、江戸の訴訟（株式会社岩波書店・一九九六年十一月）

一〇、姉崎ゆかりの人物

（市原市地方史研究連絡協議会・平成八年十一月）

十一、お竹騒動市兵衛記（大室 晃）

以上